

侮辱罪及び名誉毀損罪の規定の沿革

侮辱罪及び名誉毀損罪の規定の沿革

1 讒謔律（明治8年太政官布告第110号）

第一条 凡ソ事實ノ有無ヲ論セス人ノ榮譽ヲ害スヘキノ行事ヲ擿發公布スル者之ヲ讒毀トス

人ノ行事ヲ擧ルニ非スノ惡名ヲ以テ人ニ加ヘ公布スル者之ヲ誹謔トス

著作文書若クハ書圖肖像ヲ用ヒ展觀シ若クハ發賣シ若クハ貼示ノ人ヲ讒毀シ若クハ誹謔スル者ハ下ノ條別ニ從テ罪ヲ科ス

第五条 華土族平民ニ對スルヲ論セス讒毀スル者ハ禁獄七日以上一年半以下罰金五圓以上三百圓以下誹謔スル者ハ罰金三圓以上百圓以下

2 旧刑法（明治13年太政官布告第36号）

第三百五十八条 惡事醜行ヲ摘發シテ誹毀シタル者ハ事實ノ有無ヲ問ハス左ノ例ニ照シテ処断ス

一 公然ノ演說ヲ以テ人ヲ誹毀シタル者ハ十一日以上三月以下ノ重禁錮ニ処シ三圓以上三十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

二 書類画図ヲ公布シ又ハ雜劇偶像ヲ作為シテ人ヲ誹毀シタル者ハ十五日以上六月以下ノ重禁錮ニ処シ五圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第四百二十六条 左ノ諸件ヲ犯シタル者ハ二日以上五日以下ノ拘留ニ処シ又ハ五十錢以上一圓五十錢以下ノ科料ニ処ス

一～十一 （略）

十二 公然人ヲ罵詈嘲弄シタル者但訴ヲ待テ其罪ヲ論ス

3 刑法（明治40年法律第45号）

(1) 制定時の規定

第二三〇条 公然事實ヲ摘示シ人ノ名誉ヲ毀損シタル者ハ其事實ノ有無ヲ問ハス一年以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金ニ処ス

2 （略）

第二三一条 事實ヲ摘示セスト雖モ公然人ヲ侮辱シタル者ハ拘留又ハ科料ニ処ス

(2) 昭和22年法律第124号による改正後の刑法

第二三〇条 公然事実ヲ摘示シ人ノ名誉ヲ毀損シタル者ハ其事実ノ有無ヲ問ハス三年以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ千円以下ノ罰金ニ処ス

2 (略)

第二三一条 事実ヲ摘示セスト雖モ公然人ヲ侮辱シタル者ハ拘留又ハ科料ニ処ス

(3) 平成3年法律第31号による改正後の刑法

第二三〇条 公然事実ヲ摘示シ人ノ名誉ヲ毀損シタル者ハ其事実ノ有無ヲ問ハス三年以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ五十万円以下ノ罰金ニ処ス

2 (略)

第二三一条 事実ヲ摘示セスト雖モ公然人ヲ侮辱シタル者ハ拘留又ハ科料ニ処ス

(4) 平成7年法律第91号による改正後の刑法

第二三〇条 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

第二三一条 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、拘留又は科料に処する。